

インフルエンザ予防接種の助成を行います

インフルエンザ予防接種に対する助成を、今年度も次のとおり行います。
この予防接種には、インフルエンザにかかることを防ぐ効果、かかった場合の合併症や重症化、死亡のリスクを押える効果があります。かかりつけの医師などと相談の上、期日までに接種しましょう。

▶実施期間／医療機関で異なります。次の表を確認のうえ、詳細は各医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	開始時期	助成終了時期
布施医院	10月中旬	平成31年 3月末日
弟子屈クリニック		
美里クリニック		
摩周厚生病院	10月22日(月)	
川湯の森病院	11月1日(木)	



※ワクチンの在庫がなくなり次第終了となる病院もありますので、早めに接種しましょう

▶助成対象者／①満65歳以上の町民の方・満60～64歳で厚生労働省で定めた障がいのある方
②満1歳～中学校3年生の方
③妊婦の方

▶実施回数／原則として1人につき、満1歳～小学校6年生の方は2回、それ以外の方は1回

▶自己負担額／1回目1,000円・2回目500円(自己負担額以外を町が負担します)

▶その他

※予防接種を希望される方は、ワクチンを取り寄せるために時間がかかる場合がありますので、各医療機関に必ず予約をしてください。

※予防接種時には、町民であることと年齢が確認できる保険証などを提示してください。妊婦の方、乳幼児・小中学生の方は母子手帳もご持参ください。

※長期にわたり町外の医療機関に入院中の方、町外の施設に入所されている方は、上記以外の医療機関でも接種できます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬や猫の保護・苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

犬を飼っている方

- 飼い犬には生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院などで予防接種をした場合は、必ず役場環境生活課まで届け出てください。
- 犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- 散歩に連れていくときは必ずリードを付け、フンは放置せずに持ち帰りましょう。
- 飼い犬が亡くなった時は役場環境生活課までご連絡ください。また、引っ越しをしたときは転出先の役場まで届け出てください。

猫を飼っている方

- 猫を放し飼いにすると近所トラブルにつながる場合がありますので、室内で飼育しましょう。
- 猫には名札付きの首輪などを付けて世話をしていることを明らかにしましょう。

野良猫との接し方について

野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。

「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすことになります。飼い主としての責任が持てないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)



藤原 知里ちゃん

藤田 梨玖ちゃん

鴨志田 勝生ちゃん

下谷 花音ちゃん



永澤 倫也ちゃん

猿田 斗真ちゃん

渡邊 心結ちゃん

神 響希ちゃん

澤頭 歩希ちゃん

妊婦さん・お母さんのための新しい事業を始める



今月の保健師
長崎 歩維さん

町では、今年度より、妊婦さん、お母さんのための新しい事業が始まっています。対象の方にはご案内していますが、町民の皆さんにも「こんなことをしているのね」と知っていただく機会になればと思います。

子育て世代包括支援センターを設置

妊娠中から子育て世代の方まで切れ目のない支援を行うために、今年度から役場健康こども課内に「子育て世代包括支援センター」を設置しています。
妊娠中のトラブルから、お子さんの成長・発達に関する悩みなど、お気軽にご相談ください。



妊婦ケア体験チケットを交付

町内に住む初妊婦の方を対象に、釧路町の助産院「マタニティアイ」で日頃の悩みごとや困り事に対する相談が受けられたり、おいしいランチがいただけるチケットを交付しています。
※おひとり様1回のみ、有効期限は出産予定日まで。
「助産院ってどんなところ？」と気になっている方はぜひ、ご利用ください。

産後ケアの一部助成

最近、新聞やニュースにも取り上げられている「産後ケア」に対し助成を行います。
町内に住む、おおむね4カ月の産婦さんと赤ちゃんを対象に、釧路町の助産院「マタニティアイ」でお母さんと赤ちゃんのためのケアが受けられます。
利用できるケアは日帰りで気軽に利用できるデイケア型とゆとりお休みできる宿泊型があ

産婦健診を助成

今まで妊娠中の健診は助成がありませんでしたが、今年度より産後の健診(病院によって2週間健診や1カ月健診、またはその両方)の助成を行っています。
平成30年4月1日～平成30年9月30日に出産された方は、健診の費用を一度病院の窓口で支払った後、後日役場窓口へ申請し、健診にかかった費用が振り込まれます。
平成30年10月1日以降に出産された方は、妊婦健診と同じように健診の受診票が交付された後に健診を受けることになります。
対象の方には順次、保健師から説明と案内をしています。

□問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)まで。